平成２２年（フ）第４７号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土282番地
債務者　加納　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第９６７号
愛知県弥富市平島町西勘助54番地１　セリエＢ―201
債務者　品田　清美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８２号
愛知県清須市阿原宮前228番地３
債務者　鈴木　義弘
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７号
三重県鈴鹿市中江島町６番16号、前住所三重県鈴鹿市寺家５丁目17番９号
債務者　清水　千帆
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７号
三重県伊賀市四十九町1230―２　サンハイツＡ７号室、住民票上の住所奈良県天理市柳本町1508番地17
債務者　槇原　昌宜
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１１６号
三重県桑名市大字稗田400番地１
債務者　伊藤美由紀
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
三重県四日市市三重４丁目３番地
債務者　川上　賢一
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
三重県四日市市笹川９丁目15番地８　県営住宅笹川団地Ｐ８棟―106号
債務者　中川　孝子（旧姓上月）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
三重県四日市市浜田町13番18号
債務者　藤田　義明
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
三重県いなべ市北勢町阿下喜686番地３
債務者　水谷　明奈
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
三重県三重郡菰野町大字田光4828番地５
債務者　前田　五月（旧姓長岩）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
滋賀県彦根市古沢町392番地　203号、前住所滋賀県彦根市松原町3627番地10
債務者　久保　良己
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１４６号
兵庫県宝塚市今里町13番13号
債務者　木下　裕介
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１８３号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目26番２号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町７丁目29番41号
債務者　辰巳　良子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９３号
兵庫県尼崎市富松町４丁目27番20号、前住所兵庫県尼崎市富松町３丁目12番30号
債務者　平岡運送こと　平岡　秀夫
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１５号
兵庫県芦屋市高浜町８番２―223号
債務者　髙橋　由香
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６０号
兵庫県西宮市甲陽園本庄町９番２号、住民票上の住所兵庫県西宮市甲陽園本庄町５番５号
債務者　磯村加代子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係